

会計利益と課税所得の差異(BTD)の 傾向と決定要因：3種のBTDの比較

奥田 真也 (大阪学院大学助教授)

山下 裕企 (東京理科大学助教授)

米谷 健司 (山口大学講師)

第1節 はじめに

U.S. Treasury [1999] によって会計利益と課税所得の差異 (book-tax differences ; 以下、単にBTDと呼ぶ) の拡大が指摘されて以来、米国ではBTDに関連する議論が活発に行われている。算出目的の異なる会計利益と課税所得の間に差異が生じるのは当然のことであるが、米国でBTDの拡大が注目されているのは、これが両者の計算システムの相違だけではなく、経営者による利益の操作、つまり会計政策の結果を反映していると考えられているからである。すなわち、会計利益の質を判断する際の有用な情報としてBTDに注目が集まっているといえる。

一方、確定決算基準が採用されており会計と税務の結びつきが強い日本では、状況は大きく異なると考えられる。日本では損金経理の要件により正のBTDは生じにくく、またその規模も米国に比べて小さいことがいくつかの先行研究によって示されている。しかしながらこれまで日本におけるBTDの実態は十分に明らかになっているとはいえ、日本においてもBTDが有用な情報となりうるかどうかは未だ不明瞭であると考えられ

る¹⁾。そこで、本研究ではBTDに含まれる情報内容を概念的に整理した上で、日本企業のBTDの傾向とその決定要因について詳細な分析を試みる。

これまでBTDを測定（推定）する方法として大きく3つの方法が提案されている。その方法とは、①税効果会計により算出される法人税等調整額を用いる方法、②会計利益と実際の申告所得との差異を直接的に計算する方法、③課税所得を納税額から推定した上で会計利益との差異を計算する方法、の3つである。米国では実際の申告所得を一般に入手することができないため、①または③の方法が用いられるケースが多い²⁾。一方、日本では、申告所得が4,000万円以上である場合に限定されるものの実際の申告所得が公示されていたため、②の方法によってBTDを測定することが一般に可能であった。しかしながら、2006年度より申告所得の公示が廃止されたため、今後は②の方法でBTDを測定することはできない。また日本でも1998年度に税効果会計が導入されているためそれ以降であれば①の方法によってBTDを推定することが可能であり、さらに③の方法については期間を問わず財務諸表から推定することができる。それぞれの方法によって求められたBTDの情報内容は異なり、また推定誤差を含む程度も違うため、これら3つのBTD指標の実態、関係性および決定要因を明らかにすることは重要であるだろう。さらに2006年度以降に日本で②の方法を利用することができなくなることを考慮すれば、①や③の方法によって間接的にBTDを把握する方法が直接的にBTDを把握する②の方法をどの程度補うことができるのかという点を検討することも重要であると考える。

このような問題意識のもと、本研究では以下のように議論を進めていく。まず、第2節では先行研究のレビューとBTD概念の検討を行う。この節ではBTDに関連する研究を4つの観点から整理するとともに各々の研究で用いられているBTD概念の特徴を明らかにする。次に第3節では

BTDの年度別・産業別傾向を明らかにする。この節では、各BTDの年次動向などを詳細に分析することにより、日本企業のBTDの特徴を浮き彫りにする。第4節ではケース分析を行うことで、日本企業でも正のBTDが生じる理由、および3つのBTD指標の間に乖離が生じる理由をそれぞれ考察する。前者については繰延税金資産の減少、益金不算入項目である永久差異の発生、さらに繰越欠損金の当期利用などが主に理由としてあげられることがわかる。また後者については益金不算入である永久差異の存在や、税額控除や留保金課税のような申告所得の計算とは別に算定される税金の存在が強く影響していることが示される。第5節では、多変量分析を行うことでBTDの決定要因を明らかにする。この節ではBTDの決定要因として制度的要因だけではなく、ガバナンス要因、投資機会、ノイズ要因も考慮することで、経営者の裁量行動たる会計政策がBTDに与える影響も分析する。最後に第6節ではこれらの分析結果から得られた知見をまとめる。

第2節 BTD関連研究のレビューとBTDの概念について

本節では、BTD研究の動向を明らかにすることで、BTDについて何が問題で、この問題に取り組むことで何が明らかになるのかを検討する。そのためにまず、米国の先行研究を、(1) BTDの傾向、(2) BTDと会計政策の関連性、(3) BTD情報の利用および(4) 会計利益と課税所得の一致 (book-tax conformity) という4つの観点から整理する。次に、日本におけるBTD研究の動向を明らかにする。最後に、各研究で用いられているBTD概念を整理した上で、本研究で検証するBTDの定義と特徴を明らかにする。

まずBTDの傾向を明らかにしたものとしてManzon and Plesko [2002] およびMills, Newberry, and Trautman [2002] 等がある。

Manzon and Plesko [2002] は、1988年から1999年の米国企業のデータを用いて、会計利益が課税所得を上回っており、およびこの差異たるBTDが年々拡大していることを示すとともに、BTDが生じる要因を検討し、これが売上高の変化、固定資産の大きさ、繰越欠損金および前年度の差異等によって説明できることを明らかにしている。また彼らはこれらの要因によって説明できない部分の一部をタックスシェルターによるものと解釈している。またMills, Newberry, and Trautman [2002] は、1991年から1998年のデータを用いて、BTDが1990年代を通じて拡大していることを示し、産業別、グローバル特性別および収益性別の差異の傾向も検討している。さらにCompustatから得られた資産および負債の額を納税申告書上の貸借対照表に記載されている額と比較し、総額で後者が前者を上回っていることを明らかにしている。またHanlon, Laplante, and Shevlin [2005] などでも、BTDの年次傾向が示されているが、その結果は、これらの研究と整合的である。

次に、BTDと会計政策との関連性に焦点を合わせたものとして、まずMills and Newberry [2001] があげられる。彼女らは、公開会社および非公開会社の納税申告書データを用い、公開会社にはより大きなBTDを生じさせる財務報告コストが生じること、負債水準、賞与プランの閾値および会計利益のパターン等がBTDに影響を及ぼすことなどを明らかにしている。またPhillips, Pincus, and Rego [2003] は、利益の減少回避あるいは損失回避のための会計政策を見抜く上で、2つのジョーンズ型のモデルから導かれる総会計発生高および異常会計発生高に対して、BTDが増分情報を有することを明らかにしている。同様に、Badertscher et al. [2006a] は、利益の修正を行った企業を対象とし、これらの企業の利益増加型会計政策を見抜く上で、総会計発生高および異常会計発生高に対して、BTDが増分情報を有することを明らかにしている。さらにPhillips et al. [2003] は、利益の減少回避のための会計政策を見抜く上

で、正味繰延税金負債変化額が有用であることを示した後、これを8つの要素に分解し、将来の課税所得を減少させるような会計発生高および無形資産や棚卸資産といった資産の評価額の違いが利益増加のために利用されていることを明らかにしている。Hanlon [2005] は、会計政策によって歪められた利益の持続性は低下すると考え、利益、会計発生高およびキャッシュフローの一期先の利益に対する持続性を示す上でのBTDの役割を調査し、大規模なBTDが生じている企業・年度はBTDの規模が小さい企業・年度に比べて利益の持続性が低くなることを明らかにしている。最後に、Desai and Dharmapala [2006] は、インセンティブ報酬契約が租税回避行動の決定要因になることを示している。

さらにBTD情報がどのように利用されているかを検討している研究も存在する。まず資本市場におけるBTD情報の利用に関する研究として次のようなものがあげられる。Lev and Nissim [2004] は、会計利益に対する課税所得の割合が、SFAS No.109施行の前後両方において引き続く5年間の利益変化を予測することを示すとともに、この情報の有用性に関する投資家の認識がSFAS No.109施行後に高まってきていることを示している。またBarragato and Weiden [2004] は、ストック・オプションの権利付与に関連して生じるBTDを市場がどのように評価しているかを検討し、一時差異・永久差異の両者が増分価値関連性を有することを明らかにしている。前述のHanlon [2005] は、BTDの水準が将来の利益持続性に関する投資家の評価に影響を及ぼしているかどうかを検証し、大規模な正のBTD（会計利益>課税所得）は投資家によって危険信号として解釈されていることを示している。Desai and Dharmapala [2005] は、投資家が納税額を最小化するような経営者の行動をいかに評価するかを検討している。分析の結果、租税回避の企業価値に対する影響については明らかにされなかったものの、その影響がガバナンス構造と関連していることが示されている。さらにBaez-Diaz and Alam [2006] は、会計発生高を

課税所得と会計利益の両者に影響を及ぼす部分（tax accruals）と会計利益にのみ影響を及ぼす部分（book-only accruals）に分解し、市場がそれぞれをいかに評価しているかを検証している。また税務当局がBTD情報を利用しているかどうかを調査した研究として、Mills [1998]、Mills and Sansing [2000] があげられる。いずれもBTDが増加するにつれてIRSによる税務調査の行われる可能性が高まることを示している。またHanlon and Krishman [2004] は、監査人が企業の財務諸表を監査する際にBTD情報を利用しているかどうかを調査し、BTDの絶対値の大きい企業ほど高額な監査料を支払っていることが明らかにされている。彼女らは、この結果をBTDが監査人の努力および監査に要する時間を増加させるリスクの高い会計政策の情報を反映しているからである解釈している。

最後に、会計利益と課税所得の一致に関連する研究が存在する。Guenther, Maydew, and Nutter [1997] は、現金基準から発生基準へと税務処理を切り替えることを強いられた企業のデータを用いて、会計処理と税務処理を一致させることの役割を調査し、タックス・プランニング目的と会計報告目的との間のトレードオフが高まった強制変更以後に、企業が会計利益の繰延を行ったことを示している。Hanlon and Shevlin [2005] は、会計利益と課税所得を統一すべきという提案に対して、2つの利益を一つの尺度として統一するという提案のコストとベネフィットについて詳細に検討している。さらにHanlon, Laplante, and Shevlin [2005] は、Hanlon and Shevlin [2005] で示されている2つの利益を統一することによって生じるコストの一つ、すなわち一つの利益情報が失われることによる投資家に対する情報内容の損失を検証している。彼女らは、両方の利益が有意な増分説明力を有すること、課税所得に比べ会計利益が有意に高い説明力を示すことおよび会計利益が税法に基づいて計算された場合には、その説明力が50%失われることを明らかにしている。またHanlon,

Maydew, and Shevlin [2006] は、Guenther, Maydew, and Nutter [1997] と同様の状況下で、会計利益と課税所得の統一の水準が高まると会計利益の資本市場における有用性が低下することを示している。

これに対して日本での B T D 関連研究はまだそれほど多くはない。奥田 [2002] は銀行業を対象として、また山下・奥田 [2006] は金融業・保険業を除く東京証券取引所上場企業を対象として、日本における B T D の推移や決定要因を明らかにしている。山下・奥田 [2006] は、日本では B T D が一貫して負であり、一時的な拡大はあるものの、米国と異なり B T D の拡大傾向が見られないこと、B T D に反転傾向があること、および大規模な税制改正のあった1998年以降に B T D のばらつきが大きくなり産業間の傾向が異なってきたこと等を明らかにしている。また米谷 [2006] は、3月期決算の全上場企業について、B T D の動向および決定要因を調査し、サブサンプルで見た場合に B T D の規模が拡大しているグループが存在すること、B T D が会計発生高、タックス・プランニング、ガバナンス構造等によって説明できることを明らかにしている。山下・奥田 [2006] と米谷 [2006] の主な違いは、前者が制度的要因をより詳細に検討しているのに対し、後者はタックス・プランニングやガバナンス構造に焦点を合わせていることである。この両者の研究を統合することにより、より包括的に B T D の決定要因を明らかにできるだろう³⁾。また米谷 [2005a] は、日本でも B T D が経営者の会計政策についての情報を有すること、米谷 [2005b] は課税所得が会計利益に対して増分説明力を有すること等を明らかにしている。また加賀谷 [2003] は、ストック・オプション導入企業は非導入企業に比べて、多額の負の B T D を生じさせていることを指摘している。

以上、示してきたように B T D 関連研究は多岐にわたるが、それぞれの研究で焦点を合わせている B T D の概念は大きく2つに分類することができる⁴⁾。すなわち、一時差異のみを反映している B T D と一時差異・永久

差異の両者を反映しているBTDである。前者の、代表的な指標が法人税等調整額である。一時差異に焦点を合わせている研究として、Mills [1998]、Phillips, Pincus, and Rego [2003]、Phillips et al. [2003]、Hanlon and Krishman [2004]、Hanlon [2005]、Badertscher et al. [2006a]、Baez-Diaz and Alam [2006] および米谷 [2005a] 等があげられる。

また後者の指標として一般によく用いられるのは、税引前利益と課税所得の差額である。ただし米国の場合、申告所得情報は一般に公表されていないので、多くの研究では財務諸表で公表されている情報からの推定値を用いている⁵⁾。繰越欠損金の調整や外国税額の取扱いなど、それぞれの研究によって推定方法は異なるものの、その基本的な考え方は、法人税支払額を法定税率で除して課税所得を推定し、これを税引前利益から控除したものをBTDとするというものである⁶⁾。一時差異・永久差異の両者に焦点を合わせている研究として、Mills [1998]、U.S. Treasury [1999]、Mills and Sansing [2000]、Mills and Newberry [2001]、Manzon and Plesko [2002]、Mills, Newberry, and Trautman [2002]、Shevlin [2002]、奥田 [2002]、加賀谷 [2003]、Boynton and Mills [2004]、Hanlon and Krishman [2004]、Lev and Nissim [2004]、Desai and Dharmapala [2005]、Hanlon, Laplante, and Shevlin [2005]、Hanlon and Shevlin [2005]、Desai and Dharmapala [2006]、米谷 [2005b]、米谷 [2006] および山下・奥田 [2006] 等があげられる。

さて本研究では、以上の点を考慮して3つのBTD指標を取り上げる。第1の指標は、法人税等調整額を基礎とするものである。この指標は一時差異を反映しているので技術的会計政策と密接に関わっていると考えられる⁷⁾。本研究では、他の指標との比較可能性を考慮し、法人税等調整額をそれぞれの年度の法定最高税率（地方税は標準税率の最高税率）で除したものをBTD1として定義する。

$$BTD1 = \frac{\text{法人税等調整額}}{\text{法定税率}} \quad (2.1)$$

しかしこの指標について、以下の点についての注意が必要である。まず繰延税金資産の計上にあたっては、その回収可能性を、収益力に基づく課税所得の充分性、タックス・プランニングの存在、将来加算一時差異の充分性に鑑みて判断しなければならず、その結果、回収可能であると判断される部分のみが繰延税金資産として計上されることになる。したがって一時差異の全てが繰延税金資産に反映されているわけではない。次に、法人税等調整額には一時差異に準じるものとしての繰越欠損金（将来の税額を減少させるもの）および繰越外国税額の情報が含まれている場合がある。これらは当期に生じた一時差異とはいえないだろう。最後に、税率は企業の所得水準や所在地によって異なるが、本研究では全ての企業に対して同じ税率を用いている。そのためこの指標には税率に関する推定誤差が含まれることになる。

第2の指標は、会計利益と課税所得の差額である。これには一時差異と永久差異の情報が含まれているため、技術的会計政策だけでなくキャッシュフローを変更させるような実質的会計政策の情報をも含んでいる可能性がある。またこの指標には当期に利用された繰越欠損金の情報も反映されている。本研究ではこれをBTD2として次のように定義する。

$$BTD2 = \text{税金等調整前当期利益} - \text{申告所得} \quad (2.2)$$

この指標を用いる場合、米国では一般に課税所得について推定値を用いなければならないが、日本の場合は、申告所得情報が公表されていたので、この税引前利益と課税所得の差は直接的に計算可能であった。しかし2006年度に申告所得の公示が廃止されたので、今後、課税所得情報を利用する場合には、米国と同様に何らかの方法によってこれを推定しなければならない。このことは日本企業のデータを用いた税務関連研究の優位

性を失わせるだけでなく、投資家に対する情報の損失をもたらすかもしれない。ただし本研究の分析対象期間において、この指標は推定誤差なく計算することが可能である。

第3の指標は、財務諸表データからのBTD2の推定値である。今後は日本でも課税所得を推定することが必要となってくるため、推定値（BTD3）と実際値（BTD2）がどの程度関連しているかを見ておくことは、極めて重要であると考えられる。本研究では、米国の多くの研究の考え方にに基づき、BTD3を次のように定義する。

$$BTD3 = \text{税金等調整前当期利益} - \frac{\text{法人税} \cdot \text{住民税及び事業税}}{\text{法定税率}} \quad (2.3)$$

ただし、この指標は、BTD2と同様の情報に加えて、その性質上、様々な税額控除や留保金課税の情報をも含むことになる。さらにBTD3には、主に3つの要因によって推定誤差が含まれることになるだろう。第1は、BTD1と同様に税率の違いに起因する誤差である。第2は、法人税・住民税及び事業税には、課税所得と関連しない金額（例えば、住民税の均等割部分）が含まれており、これは課税所得推定の際に誤差を生じさせる要因となる。最後に、損益計算書作成時にはまだ確定申告がなされていないので、税額は概算値（実際の申告上の数値とは異なる）で計上されている。このことは重大な誤差を生じさせるかも知れない。

第3節 BTDの年度別・産業別傾向

本節では、3つのBTD指標の年度別・産業別の傾向を検討する。まず表3.1には、それぞれのBTDについて利用可能な全データを用いた場合の基本統計量が示されている⁸⁾。全体の傾向を見ると、いずれのBTDも平均値、中央値とも負の値をとっていることがわかる。このことは確定決算基準により、日本では正のBTDが生じにくいという考え方と整合的で

ある。またBTD1とBTD2を比較すると、平均値、中央値ともにBTD1 < BTD2となっていることがわかる。これら2つの差の主な要因は永久差異であるので、日本では平均的に正の永久差異が生じている可能性がある。しかし前述のようにBTD1は、当期の一時差異の全てを反映しているわけではなく、また推定誤差が生じている可能性もあるので、この点についてはより詳細な検討が必要であると考えられる。またBTD2とBTD3を比較すると、平均値、中央値ともにBTD3 < BTD2となっていることがわかる。しかもBTD3の標準偏差はBTD2の1.5倍以上である。このことはBTD3をBTD2の推定値として用いた場合に、BTDを全体として過小評価してしまい、かつ企業毎の推定値が大きくばらついてしまうことを意味するだろう。この原因として、前述の推定誤差の問題等が考えられるが、詳細は第4節で検討する。

次に、図3.1から図3.3には3つのBTD指標の年度別推移が示されている。ただしBTD1は1999年度導入の税効果会計により提供されるようになった情報（法人税等調整額）を利用しているため、1998年度のサンプルは4社と極めて少ないので注意が必要である。図をみると、いずれも1999年度および2000年度に大規模な負のBTDが生じているが、その後のBTDの規模は減少傾向にあることがわかる。1999年度および2000年度は標準偏差も大きくなっていることが読み取れる。この傾向は、日本の先行研究の結果と整合的である。山下・奥田 [2006] は1999年度および2000年度に大規模な負のBTDを生じさせた一因として年金会計の導入を指摘している。また2002年度には、連結法人株式等および関係法人株式等以外の株式の受取配当金等益金不算入割合の縮小、および退職給与引当金の廃止を含む税制改正がなされており、これらはBTDを負の方向へシフトさせるような影響を及ぼすと考えられるが、グラフからこれを読み取ることはできない。最後に、BTD3は他の指標と比べて、年度を通じて標準偏差が大きく、平均値と中央値が乖離していることがわかる。

表3.1 各BTD指標の基本統計

統計量	BTD1			BTD2			BTD3		
	全体	製造	非製造	全体	製造	非製造	全体	製造	非製造
平均値	-0.008	-0.009	-0.007	-0.006	-0.007	-0.005	-0.012	-0.012	-0.013
中央値	-0.005	-0.005	-0.004	-0.003	-0.003	-0.002	-0.005	-0.004	-0.005
標準偏差	0.025	0.026	0.024	0.021	0.022	0.020	0.034	0.035	0.033
最小値	-0.166	-0.162	-0.166	-0.177	-0.177	-0.162	-0.241	-0.217	-0.241
最大値	0.105	0.105	0.099	0.078	0.078	0.072	0.112	0.112	0.100
サンプル	9,855	5,520	4,335	8,246	4,444	3,802	12,202	6,971	5,231

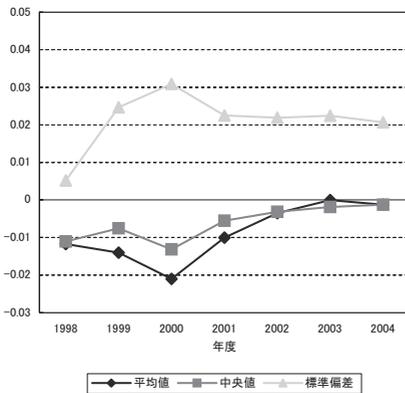


図3.1 BTD1の年度別傾向

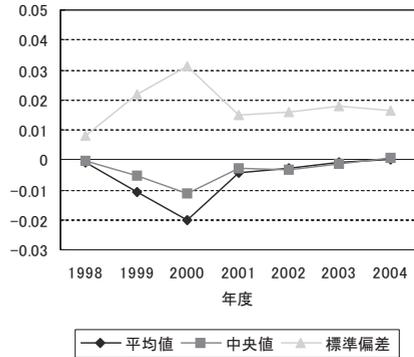


図3.2 BTD2の年度別傾向

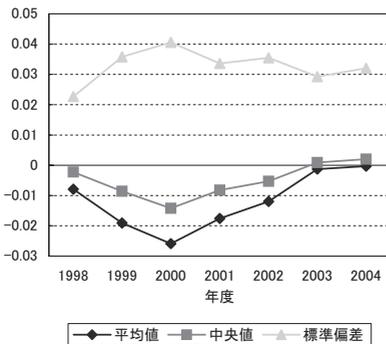


図3.3 BTD3の年度別傾向

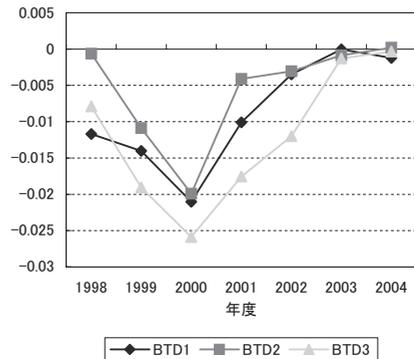


図3.4 各BTD指標の平均値の推移

図3.4は3つのBTD指標について平均値を比較したものである。これを見ると規模は別としても、3つの指標は概ね同じような動きをしていることがわかる。2003年度以降は3つの指標の差がほとんど見られなくなっているが、BTD1 < BTD2の傾向は2001年度まで、BTD3 < BTD2の傾向は2002年までかなりはっきりと表れている。ここでBTD2は当期申告所得データ（前述のように4,000万円以上のみ公表）がないと計算できないため、このサンプルには相対的に収益性の高い企業が集中している可能性がある。この点を考慮するために、他の指標についても当期申告所得データのあるものに限って同様の比較を行ったが、大きな傾向の違い

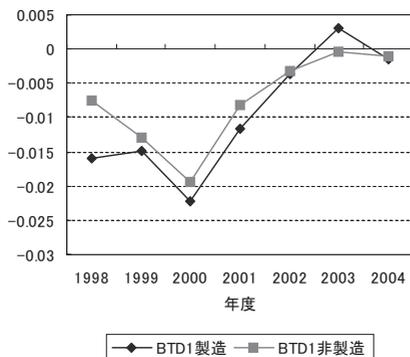


図3.5 BTD1の平均値の産業別推移

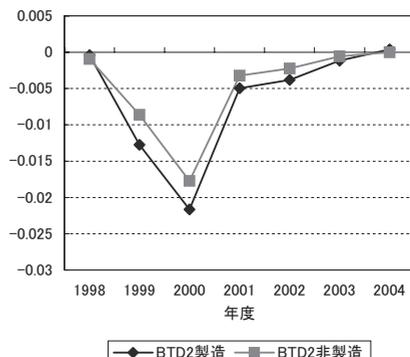


図3.6 BTD2の平均値の産業別推移

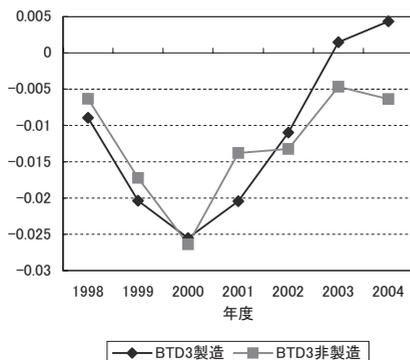


図3.7 BTD3の平均値の産業別推移

いは見られなかった。

次に産業別の傾向を検討する。本研究では、まず日経業種分類の大分類に基づいて製造業と非製造業に区分した。表3.1をみると、業種間で極端に大きな差は見られないものの、BTD1およびBTD2については平均値、中央値ともに製造業の方が小さい値を示している。またBTD3についてこの傾向は逆転しているが、いずれの業種もBTD1 < BTD2、およびBTD3 < BTD2の関係は崩れていない。図3.5から図3.7は、それぞれのBTD指標について、製造業と非製造業の平均値の推移を示したものである。これをみると、2003年度のBTD1について大小関係に逆転が見られるものの、BTD1およびBTD2の規模は年度を通じて製造業の方が大きい傾向が見られる。この傾向も表3.1および山下・奥田 [2006] と整合的である⁹⁾。ただし、製造業と非製造業の差は、近年、小さくなっているようである。BTD3については、傾向が安定していないが、BTD1やBTD2と異なり、近年、製造業と非製造業の差は製造業のBTDが非製造業のBTDを上回る形で拡大しているようである。

次に図3.8および図3.9は、業種毎に各BTD指標の平均値の推移を比較したものである。概して非製造業は全体のグラフ（図3.4）とほぼ同じように推移しているように思えるが、製造業の傾向は若干異なる。まずBTD

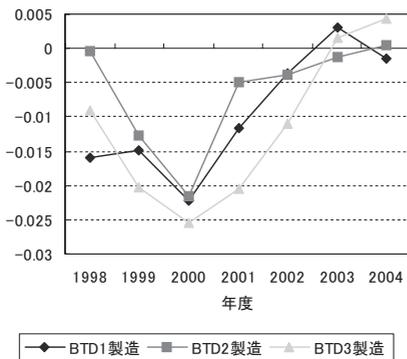


図3.8 BTDの平均値の推移（製造業）

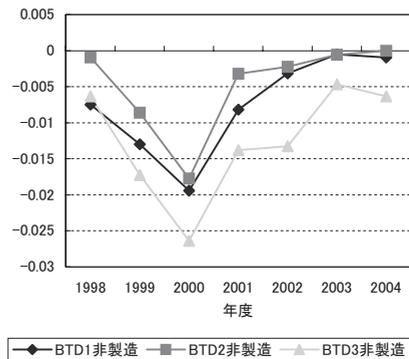


図3.9 BTDの平均値の推移（非製造業）

D1 < BTD2について見てみると、非製造業では年度を通じてこの関係は保たれているが、製造業では保たれていない年度が存在することがわかる。またBTD3 < BTD2も、非製造業では年度を通じてこの関係が保たれているのに対し、製造業では2003年度以降この関係が崩れている。さらに重要なのは、全体のグラフでは、2003年度以降はBTD3がBTD2とかなり接近してきており、平均的にかなり精度の高い推定値となっているように見えるが、実際にはそうではないということである。これらの図を見ると、2003年度以降の製造業ではBTD3がBTD2を上回る形で乖離しており、逆に非製造業ではBTD3はBTD2を下回る形で乖離していることがわかる。これら2つの影響が相殺されることにより全体のグラフではBTD2とBTD3が接近しているように見えたのである。

本研究では、さらに業種を細分化して分析を行った。業種によってBTDの傾向はさまざまであるが、ここではBTD2とBTD3の関係について特徴的な傾向を示していると考えられる医薬品製造業（日経業種分類の中分類）についての検討を行う。図3.10は医薬品製造業に属する企業について、BTDの平均値の推移を示したものである。これをみると図3.8の製造業のケースと同じように2003年度以降BTD3がBTD2を上回る形で差が拡大している。2003年度は試験研究の総額に係る特別税額控除制度

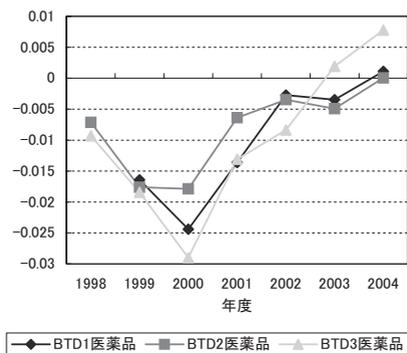


図3.10 BTDの平均値の推移 (医薬品)

が導入された時期であり、医薬品業界はこの制度の大きな恩恵を受けたものと推察される。実際、田辺製薬は2001年度および2002年度には試験研究費に関わる税額控除額は生じていないが、2003年度には税率換算で6.3%、2004年度には7.1%の税額控除を受けている。武田薬品工業も、2001年度および2002年度には税額控除額は生じていないが、2003年度に2.8%、2004年度に3.1%の税額控除がある。さらに三共は2001年度および2002年度に、それぞれ1.9%および0.7%の税額控除を受けているが、2003年度には5.0%、2004年度には7.2%と税額控除額が飛躍的に増加している。

このことは、BTD3をBTD2の推定値として用いることの問題点の一つを表していると考えられる。すなわち、試験研究費に限らず税額控除がある場合に、BTD3は課税所得を過小評価してしまい、その結果として、BTD2を過大評価してしまうのである。

第4節 ケース分析

本節では、個別企業のBTDに焦点を当て、特に（1）正のBTDが発生するケースと（2）各BTD間の乖離要因のケースについて検討する。前者は日本企業でも正のBTDが発生する場合が存在するのか、また存在するならばどのような要因によって発生するのかを分析する。後者は第2節で理論的に整理した各BTDの情報内容の相違をもとに、特にBTD1とBTD2の乖離要因およびBTD2とBTD3の乖離要因を分析する。

第1項 正のBTDが発生するケース

前節では、日本企業のBTDは平均的に負であることが明らかとなった。この結果は確定決算基準を採用する日本では正のBTDが発生しにくいという事前の予測と整合的である。しかし実際には日本企業でも正のBTDは発生している。図4.1は利用可能なサンプルに占める正のBTDサ

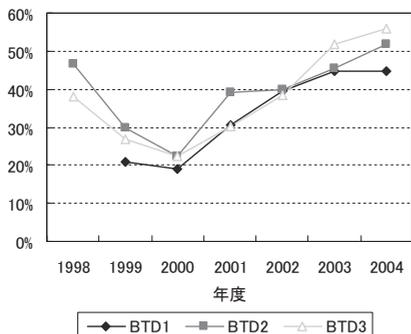


図4.1 正のBTDサンプルの割合

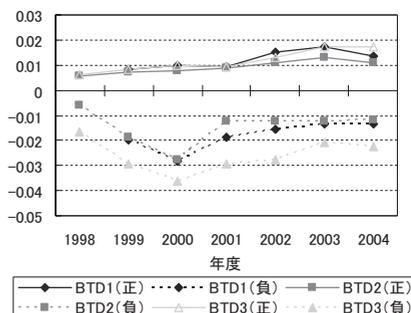


図4.2 BTDの平均値の推移 (正負別)

サンプルの割合を年度別に示したものであるが、1999年度以降はその割合が徐々に増加し、直近ではほぼ半数の企業で正のBTDが発生している。また図4.2はBTDが正のグループと負のグループに区分して、それぞれの平均値を年度別に示したものであるが、これをみると正のBTDグループは直近で対前期末資産1～2%の水準のBTDが発生していることがわかる。これはBTDが負のグループの水準と比べても決して小さくないといえる。

日本企業では、どのような場合に正のBTDが発生するのであろうか。BTD1、BTD2、BTD3のそれぞれで最大となったサンプルの特性を分析すると、日本企業で正のBTDが発生する2つのパターンを指摘することができる。1つは繰延税金資産の減少、特に評価性引当額の計上によって繰延税金資産が減少するパターンであり、いま1つは税務上の便益、特に繰越欠損金を利用するパターンである。

まずBTD1については、サクラ（機械）の2003年度の0.1046が利用可能なサンプルの中で最大となっている。BTD1は法人税等調整額を法定税率で割り戻したものであるため、正のBTD1は繰延税金資産の減少あるいは繰延税金負債の増加によって生じると考えられる。同社の税効果会計の注記情報を見ると、繰延税金資産の当期末残高は9,548万円であり、

前期末残高の14億2,517万円から大幅に減少している。また繰延税金負債の当期末残高は9,548万円であり、前期末残高の0から増加している。ただし当期に発生した繰延税金負債はその他投資有価証券評価差額金によるものであるため、法人税等調整額の増減とは無関係である。したがって、同社のBTD1は繰延税金資産の減少によってもたらされたといえる。さらに繰延税金資産の発生原因をみると、繰延税金資産の減少は一時差異が解消したためではなく、繰延税金資産の回収不能部分を評価性引当額によって減額したことに起因することがわかる。前期末の評価性引当額は6,206万円であったが、当期末のそれは12億8万円と大幅に増加している。繰延税金資産と繰延税金負債の当期末残高が一致していることを鑑みると、現時点の繰延税金負債を原資とした将来の課税所得の発生を除いて、将来の税務上のメリットを享受するだけの課税所得を獲得することが困難であると判断したと予想される。このように当期に繰延税金資産の回収不能額を取り崩した場合は正のBTDが発生すると考えられる。

次にBTD2については、日立化成工業（化学工業）の2003年度の0.0778が利用可能なサンプルの中で最大となっている。BTD2は損益計算書上の税金等調整前当期利益と実際の申告所得の差額であるため、BTD2には一時差異のみならず永久差異や繰越欠損金の当期利用などの影響を受ける。同社の税効果会計の注記情報をみると、繰延税金資産の当期末残高は99億4,100万円であり、前期末残高の141億5,900万円から大幅に減少している。また繰延税金負債の当期末残高は35億9,500万円であり、7億4,200万円から大幅に増加している。また同社の繰延税金資産の当期末残高には評価性引当額は含まれていないことから、前期末からの減少は、BTD1のサクラの場合と異なり、一時差異の解消に起因すると考えられる。また繰延税金負債は長期前払年金費用を発生原因としたものが20億9,500万円含まれている。さらに永久差異や繰越欠損金の当期利用を分析するために、法定実効税率と税効果会計適用後の実効税率の差異に関する

注記情報をみると、税率換算で1.7%の受取配当金などの益金不算入項目が生じていることがわかる。このように同社は一時差異の解消による繰延税金資産の減少、一時差異の発生による繰延税金負債の増加および益金不算入項目である永久差異の発生によってBTD2が著しく大きくなったと考えられる。

さらにBTD3については、フォトニクス（精密機器）の2004年度の0.1121が利用可能なサンプルの中で最大となっている。BTD3は法人税、住民税および事業税を法定最高税率で割り戻すことによって算出した推定課税所得を損益計算書上の税金等調整前当期利益から控除したものであるため、BTD2には反映されない税額控除や留保金課税などの影響を受けることになるが、その情報内容はBTD2とほとんど変わらないと考えられる。すなわちBTD3の発生原因は一時差異、永久差異、繰越欠損金の当期利用といったBTD2の発生原因に加えて、あらたに税額控除や留保金課税などの情報が含まれるだけである。同社の税効果会計の注記情報をみると、繰延税金資産および繰延税金負債の期末残高は前期も当期も0であった。ただし一時差異がまったく発生していないわけではない。つまり、前期では4億5,451万円の繰延税金資産が発生しているけれども、それと同額の評価性引当額が計上されているために繰延税金資産が0となっているのである。同様に当期も3億1,490万円の繰延税金資産がそれと同額の評価性引当額によって全額取り崩されている。したがって評価性引当額控除前の金額を基礎とすれば、繰延税金資産は前期末の4億5,451万円から当期末の3億1,490万円に減少しているので、実際には一時差異が当期に解消していると考えられる。このような一時差異に関する情報内容は本来BTD1に反映されるが、純繰延税金資産（繰延税金資産－繰延税金負債）の簿価に変動がないため、法人税等調整額は0となっており、実際にはBTD1から把握することができない。また、この情報内容はBTD2にも含まれるが、同社の申告所得を入手できないため（つまり同社の

申告所得が4,000万円未満であるため)、結果としてBTD3に特有の情報内容となると考えられる。

これらの分析結果を整理すれば、繰延税金資産の減少、益金不算入項目である永久差異の発生、あるいは繰越欠損金の当期利用によって、日本企業でも正のBTDが生じることがわかった。特に確定決算基準のもとでは繰延税金負債に比べて繰延税金資産が発生しやすいことを考慮すれば、その減少が日本企業で正のBTDが発生する主たる要因であると推測される。ただし評価性引当額による繰延税金資産の取崩しは一時差異の解消に起因したBTDの発生ではないことに留意しなければならない。また評価性引当額によって繰延税金資産を全額取り崩すことで実際に一時差異の解消が起こっていたとしてもその事実を把握することが困難になる点にも留意が必要である。

第2項 BTD間の乖離要因

次にBTD1とBTD2の乖離要因およびBTD2とBTD3の乖離要因について考察する。図4.3はBTD2からBTD1を控除したDIF2_1の推移であり、図4.4はBTD3からBTD2を控除したDIF3_2の推移である。BTD2とBTD1の間には正の差異が生じており、BTD3とBTD2の間には負の差異が生じている。つまり、前節の各BTD指標を

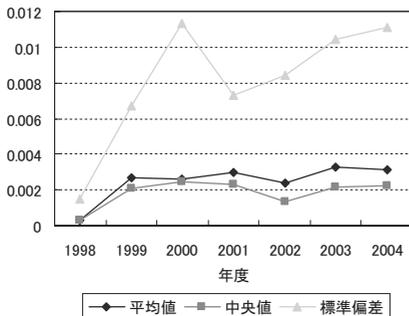


図4.3 DIF2_1の推移

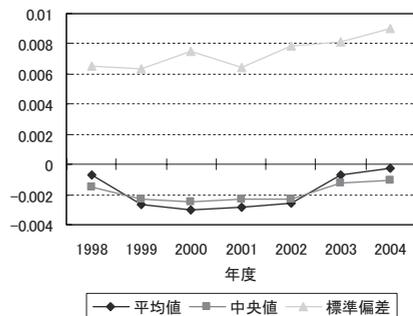


図4.4 DIF3_2の推移

比較した分析結果と同様に、ここでも平均的にBTD2はBTD1を上回り（ $BTD1 < BTD2$ ）、BTD3はBTD2を下回る（ $BTD2 > BTD3$ ）という関係が観察される。

BTD1とBTD2の関係については、そもそも両者の情報内容が異なるため、BTD1とBTD2が乖離するのは当然である。ただしBTD2はBTD1の情報内容を含むため、BTD1の情報内容はBTD2のそれに包摂される。したがってDIF2_1が平均的に正ということは、BTD2に特有の情報内容は正のBTDを発生させるようなBTD情報を含んでいると考えられる。

利用可能なサンプルの中では、東京エレクトロン（電気機器）の2004年度のDIF2_1が0.1098で最大となった（ $BTD1 = -0.0772$ 、 $BTD2 = 0.0326$ ）。同社の税効果会計の注記情報をみると、繰延税金資産の当期末残高は163億3,800万円であり、評価性引当額によって繰延税金資産の全額を取り崩した前期末に比べて大幅に増加している。また繰延税金負債の当期末残高は23億円であり、前期末残高の23億700万円からほとんど変化していない。したがって繰延税金資産が増加するような一時差異があらたに発生したことによってBTD1が負になったと考えられる。BTD1が負となる一方で、BTD2が正となるということは益金不算入項目である永久差異や繰越欠損金の当期利用などの影響が考えられる。法定実効税率と税効果会計適用後の実効税率の差異に関する注記情報をみると、永久差異については税率換算で1.05%の交際費などの損金不算入項目が生じている一方で、税率換算で7.13%もの受取配当金などの益金不算入項目が発生している。さらに税率換算で68.01%の繰越欠損金を当期に利用している。このようにDIF2_1が平均的に正になったのは、一時差異の発生によって負のBTD1が生じる一方で、益金不算入項目である永久差異や繰越欠損金を同時に利用することで結果としてBTD2がBTD1を上回ったと考えられる。

次にBTD2とBTD3の関係については、両者の情報内容はほとんど同じであるものの、BTD3はBTD2と異なって税額控除や留保金課税の影響を受けるため、両者は乖離すると考えられる。税額控除の影響を考慮した場合、BTD3の算出に必要となる課税所得は実際の申告所得よりも税額控除分だけ低く推定されることになり、BTD3はBTD2を上回る（すなわち、DIF3_2は平均的に正になると予想される）。他方、留保金課税の影響を考慮した場合、課税所得は実際の申告所得を留保金課税分だけ高く推定されることになり、BTD3はBTD2を下回る（すなわち、DIF3_2は平均的に負になると予想される）。したがってDIF3_2が平均的に負であるという結果は留保金課税のように申告所得とは別に賦課される税金が強く影響していると考えられる。

利用可能なサンプルの中では、フェイス（サービス業）の2002年度のDIF3_2が-0.0856で最小となった（BTD2 = 0.0025、BTD3 = -0.0831）。同社の法定実効税率と税効果会計適用後の実効税率の差異に関する注記情報をみると、税率換算で4.77%の留保金課税の影響を受けている。またフェイス以外のDIF3_2の下位企業についても、2000年度のイマージュ（小売業）は15.45%、2004年度のハニーズ（小売業）は3.5%、2000年度の野田スクリーン（電気機器）は4.5%、ドン・キホーテ（小売業）は5.0%の留保金課税の影響を受けている。他方、利用可能なサンプルの中では、古川電工（非金属及び金属製品）の2000年度のDIF3_2が0.0839で最大となった（BTD2 = -0.0750、BTD3 = 0.0089）。税率の差異に関する注記情報からは、税率換算で47.3%の外国税額の間接税額控除額の影響を受けている。また古川電工以外のDIF3_2の上位企業についても2000年度の本田技研工業（自動車・自動車部品）は64.2%の外国税額控除と15.0%の試験研究費税額控除、2001年度の本田技研工業（自動車・自動車部品）は15.9%の外国税額控除と4.8%の試験研究費税額控除、2004年度のコムコム（電気機器）は6.8%の法人税額の特別控除と12.1%の外

国税額控除の影響を受けている。このようにBTD2とBTD3の関係は税額控除の影響を受けるのか、それとも留保金課税などの影響を受けるのかで変わってくる。平均的にDIF3_2が負であるということ considering すれば、日本企業の場合は留保金課税のような申告所得とは別に賦課される税金の存在が強く影響していると考えられる。ただし、第2節でも指摘したように、課税所得を推定するために利用する税率の誤差の問題や損益計算書上の税額が概算値であるといったノイズも影響している可能性があることに留意が必要である。

第5節 BTDの決定要因

第1項 リサーチデザイン

本節では、多変量分析を行うことでBTDの決定要因を明らかにする。Manzon and Plesko [2002] や山下・奥田 [2006] ではBTDに影響を与えと思われる要因を一時差異や永久差異を生み出す制度的要因、投資機会、ノイズ要因の3つに分類し、分析を行った。本研究では、これら3つの要因に加えて、米谷 [2006] で分析されたガバナンス要因についても分析する。すなわち、本研究では (a) 一時差異や永久差異を生み出す制度的要因、(b) ガバナンス要因、(c) 投資機会、(d) ノイズ要因の4つの要因を考慮する。

まず (a) 制度的要因としては一時差異、永久差異および税額控除などが考えられるが、それらを生み出す要因を特定しなければならない。一時差異を生み出す要因については総有形固定資産（償却対象資産の減価償却前価額）および減価償却性資産の若さ、資産処分・評価損益、そして貸倒引当金・賞与引当金・その他短期引当金・退職給付引当金¹⁰およびその他長期引当金の変化額を使用する。永久差異を生み出す要因については、関係会社配当とその他受取配当（受取配当から関係会社配当を控除したも

の)を採用する。税額控除を生み出す要因としては、関係会社配当とその他受取配当の他に、受取利息と研究開発費を考慮する。

有形固定資産については、会計上、耐用年数を短く見積もるか、1998年以降建物に対して定率法を用いた場合、減価償却に関する会計上の費用が税務上の損金を上回ることになり、BTDに負の影響を与える一時差異が生じる。この影響は、総有形固定資産が多ければ多いほど大きいと考えられる。そこで総有形固定資産を変数（有形固定資産1）として導入する。また同じ状況で定率法を用いる場合には、設備の年次が若いほど、一時差異が大きくなる。そこで、純有形固定資産（償却対象資産の減価償却後価額）を総有形固定資産で割った値を有形固定資産2とし、設備の若さの代理変数とする。これら2変数とBTDの間には負の相関があると予測される。

資産処分・評価損益については、とりわけ資産の評価損益に焦点を当てる。資産の評価損益を会計上で認識したとしても、それらを課税所得計算に含めることは税務上厳しく制限される。したがって資産の評価益を多額に計上する場合はBTDに正の影響を与える一時差異が発生し、また資産の評価損を多額に計上する場合はBTDに負の影響を与える一時差異が発生することになる。そのためBTDと資産の評価損益の間には正の相関があると考えられる。ただし資産の評価損益に関するデータを直接入手することはできないことから本研究では資産処分・評価損益に関するデータでそれを代替する。また資産処分・評価損益は営業外損益と特別損益の両方で開示されるため、両者の合計額を使用する。

各種引当金は、会計上で費用となっても税務上はその一部しか損金として認められないため、BTDに負の影響を与えるような一時差異が生じることになる。したがって、各種引当金の変動額はBTDと負の相関があると考えられる。

永久差異を生み出す要因としては、関係会社配当とその他受取配当を採

用している。関係会社配当¹¹⁾はその全額が、またその他受取配当はその一部が益金不算入となり、BTDに正の影響を与えるような永久差異が生じる。よってこれらはBTDと正の相関があると予想される。また、上記の関係会社配当並びにその他受取配当と受取利息については、所得税の二重課税排除のための税額控除の対象でもある。その点からもこれらはBTDと正の相関があることが予想される¹²⁾。

税額控除には、上記の他にも政策的に設けられている税額控除がある。この要因を考慮に入れるために、研究開発費を採用している。研究開発に関する費用のうち、試験研究費については税額控除の対象となる可能性がある。このため試験研究費にかかる税額控除を受けた場合、BTD3に正の影響を与える要因となる¹³⁾。また、試験研究費にかかる税額控除は2003年度税制改革によって拡充されているため、それ以降はBTD3に正の影響を与える程度がいっそう高まっていると考えられる。なお、試験研究費に関するデータのみを入手することはできないため、本研究では研究開発費に関するデータでそれを代替する。このような理由から研究開発費とBTD3との間には正の相関があると予想される。

(b) ガバナンス要因としては、役員持株比率とレバレッジを採用した。Desai and Dharmapala [2006] は、コーポレート・ガバナンスによって受ける圧力が弱い企業において、役員報酬の業績への連動性が高まれば、節税による企業価値向上よりも、FRINGE・ベネフィットを減少させる傾向が高い可能性があることをモデルで示している。そしてその結果、節税よりも会計上の業績向上を狙うようになるので、BTDと役員報酬の連動性は負の相関があることを理論的に提示し、実証的証拠も提示している。役員持株比率が高いと役員所得はより企業業績と連動すると考えられるため、BTDと役員持株比率の間には負の相関があると予想される。

またレバレッジに関しては対立する仮説が提示されている。債権者は資金の社外流出を嫌うので、レバレッジが高くなれば、会計利益を圧縮させ

ようとする圧力が高くなると考えられる¹⁴⁾。そのような圧力が強いとするならば、レバレッジとBTDの間には負の相関があると考えられる。その一方で、レバレッジが高くなると、財務制限条項に抵触する可能性が高まり、債権者から好業績を要求されるプレッシャーが高まるとも考えられる。このような場合は、利益を増加させるような会計政策を経営者がとるインセンティブが高まるので、BTDとレバレッジの間には正の相関が生じると予想される¹⁵⁾。また、レバレッジが高い企業は支払利息による節税効果の恩恵を受けている。そのため、その他の手段による代替的な節税手段をとる必要性が低くなるとも考えられる。この効果が強い場合には、BTDとレバレッジの間には負の相関があると考えられる。よって、BTDとレバレッジとは、上記のどの効果が支配的に依存して相関関係が変わると予想される。

(c) 投資機会に関しては、次のような仮説が考えられる。投資機会集合が大きい企業は、税額控除の利用可能性が増えるなどが原因で、税顧客効果の高い投資を利用できる余地が高くなり、その結果、正のBTDが生じる可能性がある¹⁶⁾。投資機会について収益性と売上変化を変数として採用した。収益性の変数には総資産営業利益率を利用する。営業利益をベースとした理由は受取利息・配当金や支払利息の影響を排除するためである。税顧客効果から考えると、BTDと両変数の間には正の相関があると予測できる。

(d) ノイズ要因としては、規模と前期BTD、繰越欠損金の有無を採用した。企業の規模が大きいほど当該企業が税務戦略を駆使する能力が高くなるとするならば、規模とBTDの間には正の相関があると考えられる。これに対して企業の規模が大きいほど当該企業が受ける政治的圧力が強くなり、税務戦略を駆使することが困難になるとするならば、規模とBTDの間には負の相関があると推測される。なお、本研究では、規模の代理変数として売上の自然対数値を用いる。

前期 B T D については、B T D の傾向が持続性をもつなら正の相関を、反転する傾向があるなら負の相関をもつと考えられる。米国では B T D の拡大が問題となっていることから、B T D は持続する傾向にあると考えられ、実際に Manzon and Plesko [2002] でも正の相関をもつ証拠が示されている。これに対して、日本では継続的に B T D を生み出すような会計政策を実施する余地は少ないと考えられる。実際に山下・奥田 [2006] は負の相関があるという証拠を報告している。本研究でも、日本企業の B T D は負の自己相関をもつと予測する。

また、繰越欠損金が存在すれば、本来の課税所得から繰越欠損金の当期利用分を控除することができるので、繰越欠損金と B T D の間には正の相関があると予想される。ただし、本研究では繰越欠損金の金額と B T D の関係ではなく、繰越欠損金の有無と B T D の関係を分析し、繰越欠損金の有無を前期申告所得のデータが存在するか否かで判断する。なお、申告所得のデータはそれが4,000万円以上である企業に限定されるため、申告所得が0~4,000万円の企業については繰越欠損金が発生していないにもかかわらず、繰越欠損金が存在する企業として扱ってしまうことに注意が必要である。

以上の変数を用いて B T D の決定要因を分析するが、第2節で検討したように、各 B T D 指標の情報内容はそれぞれ異なるため、どの指標を用いるかによってコントロールすべき変数も異なることに留意しなければならない。すなわち、B T D 1 は一時差異、税額控除の将来利用可能額、および繰越欠損金の将来利用可能額に関する情報が反映され、永久差異に関する情報は反映されないため、永久差異を生じさせる要因をコントロールする必要はない。また B T D 2 には一時差異、永久差異および繰越欠損金の当期利用額に関する情報が反映され、税額控除に関する情報が反映されないため、税額控除を生じさせるような要因をコントロールする必要はない。B T D 3 は一時差異、永久差異、繰越欠損金の当期利用額、および税

額控除の当期利用額に関する情報のすべてが反映される。したがって、これらを考慮に入れて分析を行う必要がある。

また、本研究では前期申告所得が存在しない企業は繰越欠損金を持つと仮定するため、BTD2（税引前当期利益－申告所得）を用いる分析で繰越欠損金の有無を変数に組み込む場合、前期BTD2を入手することができなくなる。このため、BTD2を用いて検証する場合は、繰越欠損金の有無と前期BTD2のどちらを変数に組み込むのかを選択する必要がある。

以上を考慮した結果、前期申告所得の存在を考慮しないサンプルで繰越欠損金の有無が当期のBTDに与える影響を中心に検証するモデルが、モデル（5.1）～（5.3）である¹⁷⁾。これに対して、前期申告所得が存在しないサンプルを除外し、前期BTDが純粹に当期のBTDに与える影響についてのみ検証するモデルがモデル（5.4）～（5.6）である。本研究ではこれらのモデルに対して、固定効果モデルを用いて分析を行う。

$$\begin{aligned}
 \text{BTD1} = & \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産1} + \alpha_3 \text{有形固定資産2} \\
 & + \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
 & + \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
 & + \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \quad (5.1) \\
 & + \alpha_{10} \text{売上変化額} + \alpha_{11} \text{総資産営業利益率} \\
 & + \alpha_{12} \text{役員持株比率} + \alpha_{13} \text{レバレッジ} + \alpha_{14} \text{規模} \\
 & + \alpha_{15} \text{前期BTD1} + \alpha_{16} \text{繰越欠損金} + \varepsilon
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{BTD2} = & \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産1} + \alpha_3 \text{有形固定資産2} \\
 & + \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
 & + \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
 & + \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \quad (5.2)
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
& + \alpha_{10} \text{関係会社配当} + \alpha_{11} \text{その他受取配当} \\
& + \alpha_{12} \text{売上変化額} + \alpha_{13} \text{総資産営業利益率} \\
& + \alpha_{14} \text{役員持株比率} + \alpha_{15} \text{レバレッジ} + \alpha_{16} \text{規模} \\
& + \alpha_{17} \text{繰越欠損金} + \varepsilon
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
\text{B T D 3} &= \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産 1} + \alpha_3 \text{有形固定資産 2} \\
& + \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
& + \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
& + \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \\
& + \alpha_{10} \text{関係会社配当} + \alpha_{11} \text{その他受取配当} + \alpha_{12} \text{受取利息} \quad (5.3) \\
& + \alpha_{13} \text{研究開発費} + \alpha_{14} \text{研究開発費} \times 2003 \text{年度以後ダミー} \\
& + \alpha_{15} \text{売上変化額} + \alpha_{16} \text{総資産営業利益率} \\
& + \alpha_{17} \text{役員持株比率} + \alpha_{18} \text{レバレッジ} + \alpha_{19} \text{規模} \\
& + \alpha_{20} \text{前期 B T D 3} + \alpha_{21} \text{繰越欠損金} + \varepsilon
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
\text{B T D 1} &= \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産 1} + \alpha_3 \text{有形固定資産 2} \\
& + \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
& + \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
& + \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \quad (5.4) \\
& + \alpha_{10} \text{売上変化額} + \alpha_{11} \text{総資産営業利益率} \\
& + \alpha_{12} \text{役員持株比率} + \alpha_{13} \text{レバレッジ} + \alpha_{14} \text{規模} \\
& + \alpha_{15} \text{前期 B T D 1} + \varepsilon
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
\text{B T D 2} &= \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産 1} + \alpha_3 \text{有形固定資産 2} \\
& + \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
& + \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
& + \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \quad (5.5)
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &+ \alpha_{10} \text{関係会社配当} + \alpha_{11} \text{その他受取配当} \\
 &+ \alpha_{12} \text{売上変化額} + \alpha_{13} \text{総資産営業利益率} \\
 &+ \alpha_{14} \text{役員持株比率} + \alpha_{15} \text{レバレッジ} + \alpha_{16} \text{規模} \\
 &+ \alpha_{17} \text{前期BTD} + \varepsilon
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{BTD}3 &= \alpha_1 + \alpha_2 \text{有形固定資産}1 + \alpha_3 \text{有形固定資産}2 \\
 &+ \alpha_4 \text{資産処分・評価損益} + \alpha_5 \text{貸倒引当金変化額} \\
 &+ \alpha_6 \text{賞与引当金変化額} + \alpha_7 \text{その他短期引当金変化額} \\
 &+ \alpha_8 \text{退職給付引当金変化額} + \alpha_9 \text{その他長期引当金変化額} \\
 &+ \alpha_{10} \text{関係会社配当} + \alpha_{11} \text{その他受取配当} + \alpha_{12} \text{受取利息} \quad (5.6) \\
 &+ \alpha_{13} \text{研究開発費} + \alpha_{14} \text{研究開発費} \times 2003 \text{年度以後ダミー} \\
 &+ \alpha_{15} \text{売上変化額} + \alpha_{16} \text{総資産営業利益率} + \alpha_{17} \text{役員持株比率} \\
 &+ \alpha_{18} \text{レバレッジ} + \alpha_{19} \text{規模} + \alpha_{20} \text{前期BTD}3 + \varepsilon
 \end{aligned}$$

第2項 データと基本統計量

本研究は2004年度時点で公開していた企業のうち銀行・証券・保険業を除く一般事業会社を分析対象企業とし、1998年度から2004年度までを分析対象期間とする。ただし分析には前年度の情報を必要とするため、1997年度から2004年度までの財務データを利用し、その中から分析に必要な財務データが得られた企業をまず抽出した。なお、本研究で使用している財務データは日経メディアマーケティング社の「NEEDS-FinancialQUEST」から入手している。抽出された企業のうち合併を行った企業で、かつ分析の都合上、2年連続してデータを入手できない企業はサンプルから排除した。なお、売上、役員持株、営業利益と貸倒引当金に関する数値が欠損である場合はそれを含むサンプルを分析対象から排除し、それら以外の変数に関する数値が欠損である場合は当該数値を0として扱った。また外れ値が回帰分析に与える影響を考慮するために、必要となる変数について下限

が0である有形固定資産1と2、レバレッジ、関係会社配当、その他受取配当、受取利息、そして役員持株比率については上位1%に含まれるサンプルを排除し、それ以外の変数については上下1%に含まれるサンプルを排除した。

表5.1 基本統計量

変数名	サンプル数	平均	標準偏差	最小値	最大値
B T D 1	8,783	-0.0078	0.0225	-0.1661	0.1040
B T D 2	7,775	-0.0055	0.0194	-0.1663	0.0740
B T D 3	10,847	-0.0097	0.0283	-0.2166	0.1261
有形固定資産 1	10,937	0.5106	0.3542	0.0003	1.8043
有形固定資産 2	10,937	0.3706	0.1311	0.0951	0.7795
資産処分・評価損益	10,937	-0.0061	0.0164	-0.1568	0.5310
貸倒引当金変化額	10,937	-0.0001	0.0017	-0.0141	0.0158
賞与引当金変化額	10,937	-0.0004	0.0024	-0.0236	0.0221
その他短期引当金変化額	10,937	0.0001	0.0012	-0.0141	0.0174
退職給付引当金変化額	10,937	0.0014	0.0128	-0.0585	0.1353
その他長期引当金繰入額	10,937	0.0000	0.0014	-0.0203	0.0229
関係会社配当	10,937	0.0017	0.0033	0.0000	0.0290
その他受取配当	10,937	0.0008	0.0008	0.0000	0.0068
研究開発費	10,937	0.0079	0.0138	0.0000	0.0863
受取利息	10,937	0.0014	0.0019	0.0000	0.0171
売上変化	10,937	0.0089	0.1221	-0.5448	0.8440
総資産営業利益率	10,937	0.0432	0.0453	-0.0904	0.3312
役員持株比率	10,937	0.0609	0.0966	0.0000	0.5387
レバレッジ	10,937	0.2212	0.1818	0.0000	0.7457
規模	10,937	10.6659	1.2679	7.2407	14.7021
繰越欠損金	10,937	0.2758	0.4469	0.0000	1.0000

変数の定義

B T D 1 : 法人税等調整額 / 法定税率

B T D 2 : (税金等調整前当期利益 - 申告所得) / 期首総資産

B T D 3 : (税金等調整前当期利益 - 法人税・住民税及び事業税 / 法定税率) / 期首総資産

有形固定 1 : (償却対象有形固定資産 + 有形固定資産減価償却累計額) / 期首総資産

有形固定 2 : 償却対象有形固定資産 / 償却前有形固定資産

資産処分・評価損益 : (資産処分益・評価益 - 資産処分損・評価損) / 期首総資産

貸倒引当金繰入： Δ 貸倒引当金／期首総資産
 賞与引当金繰入： Δ 賞与引当金／期首総資産
 その他短期引当金繰入： Δ その他短期引当金／期首総資産
 退職給付引当金繰入： Δ 退職給付引当金／期首総資産
 その他長期引当金繰入： Δ その他長期引当金／期首総資産
 関係会社配当金：関係会社配当金／期首総資産
 その他配当：(受取配当金－関係会社配当金)／期首総資産
 研究開発費：研究開発費／期首総資産
 受取利息：受取利息／期首総資産
 売上変化： Δ 売上／期首総資産
 総資産営業利益率：営業利益／期首総資産
 役員持株比率：役員持ち株数／発行済み株式数
 レバレッジ：有利子負債合計／期末総資産
 規模：売上の自然対数値
 繰越欠損金：前期に申告所得のデータがあれば0、そうでなければ1のダミー変数

本研究で用いた変数の基本統計量は表5.1に示している。なお、BTD 1、BTD 2、BTD 3については当該BTDを入手可能で、かつ当該BTDの外れ値を排除した後のサンプルの基本統計量をそれぞれ示している。またBTD以外の変数についてはすべての変数を入手可能で、かつ各変数の外れ値を排除した後のサンプルの基本統計量を示している。そのため、サンプル数がBTD 1、BTD 2、BTD 3とそれ以外の変数で異なっている。本節のサンプルにおいても、各BTDの平均はやはり負である。また、不況期をサンプルにとっているためか、繰越欠損金を計上していると推定されるサンプルが、全サンプルの1／4程度存在することが注目される。

次に、各BTDと各前期BTDまで全てのデータが存在するサンプルを用いた相関係数の分析を表5.2で示している。まず、各BTD間の相関は0.9を超えており、3つのBTDがきわめて近い値となっていることがわかる。単相関で正の相関があることは、山下・奥田 [2006] でも示されている。また、各BTDと前期BTDの間では正の相関となり、他の要素を

考慮に入れないならば、日本企業のBTDも米国企業のそれと同様に持続性があることがわかる。

説明変数と被説明変数間では、各BTDと退職給付引当金変化額が0.65を超える相関があることが注目される。これは、年金会計の導入により退職給付引当金の設定額が増加したこと、並びに法人税法上退職給付引当金の法定繰入額が徐々に減少していったことと相まって生じている結果と思われる。なお、説明変数間では0.5を超える相関関係は見られないため、多重共線性の問題は無視しても差し支えないと考えられる。

第3項 検証結果

本研究の検証結果は表5.3で示したとおりである。前期申告所得の有無に依存しないサンプル（すなわち、BTDと繰越欠損金の有無の関係を中心に分析するためのサンプル）を用いた結果が上段に、前期申告所得が存在するサンプル（すなわち、BTDと前期BTDの関係を分析するためのサンプル）のみを用いた結果が下段に示されている。

まず、(a) 制度的要因のうち一時差異を生み出す要因の分析を行う。有形固定資産1は4モデルにおいてBTDと正に相関しており、うち3モデルにおいては統計的にも1%水準で有意である。これに対して有形固定資産2は5モデルにおいてBTDと負に相関しており、うち3モデルにおいては統計的にも10%水準で有意である。特に後者は仮説と整合的であり、減価償却などの影響で資産の若さとBTDとの間に相関があることが示されたと考えられる。

次に資産処分・評価損益は全てのモデルにおいてBTDと正の相関があり、統計的にも1%水準で有意である。このことから資産処分・評価損益に含まれる資産の評価損益の大部分は実際に日本企業の一時差異を生み出す原因となっており、その結果、それがBTDの決定要因となっていると考えられる。また、t値が極めて高いことは米谷〔2006〕と同様である。

表5.3 検証結果

	モデル 係数	(5.1) t 値		モデル 係数	(5.2) t 値		モデル 係数	(5.3) t 値	
有形固定資産 1	0.026	5.17	***	0.001	0.27		0.016	4.02	***
有形固定資産 2	-0.036	-4.91	***	-0.010	-2.25	**	-0.007	-1.22	
資産処分・評価損益	0.374	21.44	***	0.355	21.44	***	0.699	44.15	***
貸倒引当金変化額	-0.400	-2.89	***	-0.615	-5.42	***	-0.678	-5.07	***
資産処分・評価損益	-0.052	-0.50		-0.382	-4.84	***	0.223	2.30	***
その他短期引当金変化額	-0.489	-2.72	***	-0.790	-4.71	***	-0.433	-2.37	**
退職給付引当金変化額	-0.816	-44.78	***	-0.901	-67.66	***	-0.813	-47.22	***
その他長期引当金繰入額	-0.228	-1.08		-0.878	-5.53	***	-0.877	-5.19	***
関係会社配当				0.660	6.45	***	0.790	6.53	***
その他受取配当				-0.208	-0.53		0.129	0.26	
受取利息							0.048	0.20	
研究開発費							-0.373	-6.38	***
研究開発費×2003年度以後ダミー							0.268	8.46	***
売上変化額	-0.002	-0.67		-0.012	-6.05	***	-0.012	-4.85	***
総資産営業利益率	0.022	1.57		0.045	4.60	***	0.281	24.12	***
役員持株比率	-0.028	-2.74	***	-0.005	-0.86		-0.016	-1.86	*
レバレッジ	-0.025	-3.95	***	-0.007	-1.72	*	-0.040	-8.17	***
規模	0.005	1.87	*	0.003	1.74	*	0.001	0.56	
前期BTD	-0.144	-14.05	***				0.016	4.02	***
繰越欠損金	0.014	15.41	***	0.006	8.03	***	0.010	12.61	***
サンプル数	7,112			7,696			10,742		
決定係数	0.148			0.400			0.293		

	モデル 係数	(5.4) t 値		モデル 係数	(5.5) t 値		モデル 係数	(5.6) t 値	
有形固定資産 1	0.022	4.28	***	-0.001	-0.16		0.000	-0.11	
有形固定資産 2	-0.026	-3.80	***	-0.007	-1.62		0.008	1.49	
資産処分・評価損益	0.352	18.13	***	0.388	22.56	***	0.528	29.20	***
貸倒引当金変化額	-0.525	-3.76	***	-0.636	-5.64	***	-0.817	-6.04	***
賞与引当金変化額	-0.239	-2.44	**	-0.413	-5.35	***	-0.207	-2.24	**
その他短期引当金変化額	-0.847	-4.47	***	-0.806	-4.88	***	-0.453	-2.39	**
退職給付引当金変化額	-0.888	-52.91	***	-0.918	-69.24	***	-0.908	-57.87	***
その他長期引当金繰入額	-0.355	-1.52		-0.925	-5.89	***	-1.030	-5.56	***
関係会社配当				0.688	6.77	***	0.965	7.88	***
その他受取配当				0.132	0.34		0.244	0.52	
受取利息							0.260	1.14	
研究開発費							-0.254	-4.71	**
研究開発費×2003年度以後ダミー							0.265	9.10	***
売上変化額	-0.008	-3.06	***	-0.013	-6.35	***	-0.016	-6.69	***
総資産営業利益率	-0.024	-1.80	*	0.042	4.33	***	0.082	7.33	***
役員持株比率	-0.020	-2.25	**	-0.006	-1.07		-0.002	-0.34	
レバレッジ	-0.024	-3.75	***	-0.006	-1.48		-0.021	-4.19	***
規模	0.008	3.14	***	0.003	1.84	*	0.011	5.70	***
前期BTD	-0.158	-13.73	***	-0.125	-12.74	***	-0.093	-9.26	***
サンプル数	5,414			7,049			7,863		
決定係数	0.177			0.408			0.241		

***有意水準1%。**有意水準5%。*有意水準10%

次に引当金変化額については、モデル（5.3）の賞与引当金変化額を除いてBTDと負の相関があり、さらにモデル（5.1）およびモデル（5.3）の賞与引当金変動額とモデル（5.4）のその他長期引当金繰入額を除いて統計的に有意となった。このことから引当金変化額は実際に日本企業で負のBTDを生み出しているといえる。また、退職給付引当金変化額のt値は極めて高いことが特筆される。これは、年金会計の導入や退職給付引当金の法定繰入廃止などに伴い、退職給付引当金が負のBTDを大きく生み出す要因となったことを示唆していると考えられる。

次に永久差異を生み出す要因については、関係会社配当は4モデル全てにおいてBTDと正の相関があり、統計的にも1%水準で有意である。これに対して、その他受取配当は3モデルにおいて正の相関があるものの、統計的に有意ではない。これは、連結納税制度の実施によりその他受取配当の益金不算入限度額が縮小したことで、正のBTDを生み出す余地が小さくなっていることにより生じた結果であると推測される。

税額控除に関する研究開発費についてはモデル（5.3）と（5.6）でBTDと有意に負の相関がある。ただし2003年度以後は有意に正となっている。この結果は第3節の製薬業における分析と首尾一貫しており、少なくとも2003年度の税額控除制度拡充により試験研究費は正のBTDを生み出す要素となったのではないかと推測できる。なお、受取利息についてはBTDと正の相関を持つものの両モデルにおいて統計的に有意ではなかった。このことから、受取利息の税額控除によって生じるBTDはそれほど大きくないと考えられる。

次に（b）ガバナンス要因たる役員持株比率とレバレッジの分析に移る。役員持株比率は全てのモデルにおいてBTDと負の相関があり、これは米谷[2006]と同様の結果である。このことから、報酬との連動性が高まれば、フリンジ・ベネフィット追求よりも業績を高めることにつながる事が日本でも示唆されたと考えられる。しかしながら、統計的に5%水準で

有意であるのは3モデルにとどまるため、そのような仮説の適合性はガバナンス圧力の程度によって異なる可能性がある。どのような企業の役員報酬とBTDとの相関が強いかは今後の課題であるといえる。

またレバレッジに関しても全てのモデルでBTDと負の相関があり、5つのモデルで統計的に10%水準で有意であり、米谷 [2006] と同様の結果を得た。これは債権者から資金を社内にとどめるプレッシャーおよび節税インセンティブの減少効果が、財務制限条項抵触のおそれによる利益増加インセンティブを上回っていると考えられることができる。

(c) 投資機会については、まず売上変化は5モデルにおいてBTDと負の相関があり、4モデルにおいては統計的に10%水準で有意である。この結果は予想符号と逆であり、またManzon and Plesko [2002] の結果とも異なるものの、山下・奥田 [2006] でも同じような結果が確認されており、日本企業のBTDに特徴的な現象であると考えられる。しかし、このような結果は投資機会仮説と齟齬をきたすことになるため、その解釈は今後の課題である。

これに対して収益性（総資産営業利益率）は5モデルにおいてBTDと正の相関があり、そのうち4モデルで統計的に5%水準で有意である。このことから企業の収益力が向上すると投資機会が増加し、その分、節税行動の余地が増加していると考えられる。なお、統計的に有意に正でなかったのはモデル(5.1)と(5.4)であり、これらはともにBTD1を被説明変数とするモデルである。BTD1は法人税等調整額を用いた指標であり、その結果評価性引当額の影響も受けていると考えられる。つまり、収益力が低い企業は評価性引当額を設定せざるを得ず、その結果BTDは正の方向に動くと考えられる。この効果があるために、BTD1を用いたモデル(5.1)と(5.4)のみBTDと収益力に正の相関が見られなかったと推測できる。

次に(d)ノイズ要因に関する分析に移る。規模に関しては、全モデル

でBTDと正の相関があり、5モデルで10%水準ではあるが、統計的にも有意であった。このことから、規模が大きい企業の方がより税務政策により節税を行う余地が大きい可能性があるといえよう。

次に前期BTDについては4モデルで当期BTDと負の相関があり、統計的にも1%水準で有意である。このことから制度その他の要素を考慮に入れると、米国企業とは異なって日本企業のBTDは反転する傾向にあると考えられる。こうした傾向は山下・奥田〔2006〕でも確認されている。

最後に繰越欠損金については、3モデル全てでBTDと正に相関しており、統計的にも1%水準で有意である。これは本来の課税所得から繰越欠損金の当期利用分を控除することができるためであり、日本企業は実際に繰越欠損金を利用することでBTDが発生していると考えられる。

第6節 おわりに

本研究では、BTD研究の必要性やその動向を確認し、日本企業のBTDに関する実態的・実証的分析を行った。まず第2節では、米国を中心に展開されてきたBTDの情報内容や決定要因に関する先行研究を詳細にレビューした上で、BTD研究で用いられている3種類のBTD概念の特徴を明らかにした。

第3節では、日本において実際に3種類のBTDを求め、その傾向を分析した。その結果、3種類のBTDは概して同じような傾向を示していることがわかった。しかしながら、BTD2が他のBTDと比較してやや大きいことも明らかとなった。また、このような傾向は業種毎に異なることも明らかになった。

第4節では正のBTDが生じる理由とBTD間の乖離が生じる要因についてそれぞれ特徴的な企業をとりあげ、ケース分析を行った。その結果、正のBTDが生じる理由としては、繰延税金資産の減少、益金不算入項目

である永久差異の発生、あるいは繰越欠損金の当期利用が主に理由としてあげられることがわかった。また、BTD間の乖離が生じる要因については益金不算入である永久差異の存在や、税額控除や留保金課税のような申告所得の計算とは別に算定される税金の存在が強く影響していることが示された。

最後に第5節では各BTDの決定要因について多変量分析を行った。その際考慮に入れた要素は一時差異や永久差異を生み出す制度的要因、ガバナンス要因、投資機会、ノイズ要因の4つである。この分析により、制度的要因のみならず、ガバナンス要因、投資機会、ノイズ要因もBTDの決定要因として認められることが明らかとなった。したがってBTDの情報内容には、単に会計利益と課税所得の計算システムの相違だけでなく、経営者の意図や裁量も反映されている可能性があると考えられる。そのため今後のBTD研究では、BTDの情報内容と経営者の意図や裁量の関係をさらに明らかにする必要がある。

なお、どの分析においても、3種類のBTDは同じような傾向を示しているものの、細部においては異なっていることも明らかになった。特に、今後BTD2を測定できなくなることを鑑みると、推定誤差を含みやすいBTD1やBTD3がどのような情報内容をもつかについてさらなる深い研究が必要であると思われる。

【付記】 本研究は、奥田が助成を受けている平成18～20年度文部科学省科学研究費補助金若手研究（B）（課題番号 18730308）による研究成果の一部、および山下が助成を受けている平成18～19年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号 18530357）による研究成果の一部である。

【脚注】

- 1) 第2節で示すように、日本でもBTDが有用な情報となりうることを示す研究は存在するが、十分に証拠が蓄積されているとはいえない。
- 2) 例えば米国では内国歳入庁（IRS）よりconfidentialなデータを入手する事で分析を行っている研究がある。詳しくは第2節を参照されたい。
- 3) 本研究ではこの問題を第5節において取り扱う。
- 4) 差異の総額ではなく、差異を生じさせる特定の項目に焦点を合わせている研究も存在する。例えば、Barragato and Weiden [2004] やMills and Newberry [2005] などを参照のこと。
- 5) Mills [1998]、Mills and Sansing [2000]、Mills and Newberry [2001]、およびMills, Newberry and Trautman [2002] などのように、納税申告書のデータを利用している研究も存在する。
- 6) Hanlon [2003] は、このような方法で課税所得を推定する場合の問題点を指摘している。
- 7) 会計政策には一般に公正妥当と認められた会計処理の原則・手続・表示方法の中から1つの会計処理方法を選択し、直接的に会計数値をコントロールする「技術的会計政策」と、会計数値の前提となる事業活動のベクトルを制御し、間接的に会計数値をコントロールする「実質的会計政策」がある（伊藤 [1996]）。
- 8) ただし外れ値の影響を排除するため、いずれの変数も上下1%のデータは外している。また全てのBTDは期首総資産によって除している。なお、第5節の分析においては説明変数の外れ値も排除しているため、サンプル数は本節の方が多い。
- 9) 山下・奥田 [2006] は、本研究でのBTD2のみを分析対象としている。
- 10) 年金会計導入前は退職給与引当金であったが、モデルに関する部分は、退職給与引当金と退職給付引当金を特に区別せずに、退職給付引当金と統一して記述する。
- 11) 税務上益金不算入となる関係会社は25%以上の株式を保有している会社である。ただ、税務上の関係会社のデータは直接得られないため、本研究では代理変数として会計上の関係会社の受取配当のデータを用いている。
- 12) 二重課税排除のための税額控除には他に外国税額控除もあるが、海外での事業活動に関するデータが利用出来なかったため、本研究では分析していない。
- 13) 本研究では対象に入れていないが、外国税額控除や試験研究費の繰越控除制度などの影響により、税額控除とBTD1は負の相関がある可能性がある。
- 14) このような証拠を提示している先行研究としては、Leftwich [1983] がある。
- 15) このような主張をする先行研究としては、Mills and Newberry [2001] がある。
- 16) 税顧客効果に関してはScholes et al. [2004] が詳しい。
- 17) なお、償却対象資産の若さを示す有形固定資産2、役員持株比率とレバレッジ、そして規模以外の各変数は期首総資産で除している。

【参考文献】

- Badertscher, B., J. Phillips, M. Pincus, and S. O. Rego. 2006a. Is Deferred Tax Expense Useful in Detecting Management in Earnings Restatements? *Working Paper*.
- Badertscher, B., J. Phillips, M. Pincus, and S. O. Rego. 2006b. Tax Implications of Earnings Management Activities: Evidence from Restatements. *Working paper*.
- Baez-Diaz, A., and P. Alam. 2006. Book-Tax Conformity of Earnings and The Pricing of Accrual. *Working paper*.
- Barragato, C. A., and K. M. Weiden. 2004. The Valuation of Permanent and Temporary Book-Tax Differences of Firms Granting Employee Stock Options. *Working Paper*.
- Boynton, C., and L. Mills. 2004. The Evolving Schedule M-3: A New Era of Corporate Show and Tell? *National Tax Journal*. 57 (3) : 757-772.
- Cloyd, C. B. 1995. The effects of financial accounting conformity on recommendations of tax preparers, *The Journal of the American Taxation Association*, 17: 50-70.
- Cloyd, C. B., J. Pratt, and T. Stock. 1996. The use of financial accounting choice to support aggressive tax position: Public and private firms. *Journal of Accounting Research*. 34 (1) : 23-43.
- Desai, M. A., and D. Dharmapala. 2005. Corporate Tax Avoidance and Firm Values. *NBER Working Paper* W11241.
- Desai, M. A., and D. Dharmapala. 2006. Corporate Tax Avoidance and High Powered Incentives. *Journal of Financial Economics*. 79: 145-179.
- Gleason, C. A., and L. F. Mills. 2002. Materiality and Contingent Tax Liability Reporting. *The Accounting Review*. 77 (2) : 317-342.
- Guenther, D. A., E. L. Maydew, and S. E. Nutter. 1997. Financial reporting, tax costs, and book-tax conformity. *Journal of Accounting and Economics*. 23: 225-248.
- Gupta, S., and L. F. Mills. 2003. Does Disconformity in State Corporate Income Tax Systems affect Compliance Cost Burdens? *National Tax Journal*. 56 (2) : 355-371.
- Hanlon, M. 2003. What Can We Infer about a Firm's Taxable Income from Its Financial Statements? *National Tax Journal*. 56 (4) : 831-863.
- Hanlon, M., and G.V. Krishnan. 2004. Do Auditors Use the Information Reflected in Book-Tax Differences? *Working Paper*.
- Hanlon, M. 2005. The Persistence and Pricing of Earnings, Accruals, and Cash Flows When Firms Have Large Book-Tax Differences, *The Accounting Review*. 80 (1) : 137-166.
- Hanlon, M., S. K. Laplante, and T. Shevlin. 2005. Evidence on the Possible Information Loss of Conforming Book Income and Taxable Income. *Journal of Law and Economics*. 48 (2) : 407-442.
- Hanlon, M., and T. Shevlin. 2005. Book-Tax Conformity for Corporate Income: An

- Introduction to the Issues. *Tax Policy and the Economy* 19: 101-134.
- Hanlon, M., E. L. Maydew, and T. Shevlin. 2006. Book-Tax Conformity and the Information Content of Earnings. *Working Paper*.
- Joint Committee on Taxation. 2003. Report of Investigation of Enron Corporation and Related Entities Regarding Federal Tax and Compensation Issues, and Policy Recommendation. *JCS-3-03*, Washington, D. C.
- Leftwich, R. 1983. Accounting information in Private Markets: Evidence from Private Lending Agreement. *The Accounting Review*. 58 (1) : 23-42.
- Lev, B., and D. Nissim. 2004. Taxable Income, Future Earnings, and Equity Values. *The Accounting Review*. 79 (4) : 1039-1074.
- Manzon, G. B., and G. A. Plesko. 2002. The Relation between Financial and Tax Reporting Measures of Income. *Tax Law Review*. 55: 175-214.
- Mills, L. F. 1998. Book-Tax Differences and Internal Revenue Service Adjustments. *Journal of Accounting Research*. 36 (2) : 343-356.
- Mills, L. F., and R. C. Sansing. 2000. Strategic Tax and Financial Reporting Decisions: Theory and Evidence. *Contemporary Accounting Research*. 17 (1) : 85-106.
- Mills, L. F., and K. J. Newberry. 2001. The Influence of Tax and Nontax Costs on Book-Tax Reporting Differences: Public and Private Firms. *Journal of the Accounting Taxation Association*. 23 (1) : 1-19.
- Mills, L. F., K. J. Newberry, and W. Trautman. 2002. Trends in Book-Tax Income and Balance Sheet Differences. *Tax Note*. 96 (8) : 1109-1124.
- Mills, L. F., and G. A. Plesko. 2003. Bridging the Reporting Gap: A Proposal for More Informative Reconciling of Book and Tax Income. *National Tax Journal*. 57 (4) : 865-893.
- Mills, L. F., K. J. Newberry. 2005. Firms' Off-Balance Sheet and Hybrid Debt Financing: Evidence from Their Book-Tax Reporting Differences. *Journal of Accounting Research*. 43 (2) : 251-282.
- Phillips, J., M. Pincus, and S. Rego. 2003. Earnings Management: New Evidence Based on Deferred Tax Expense. *The Accounting Review*. 78 (2) : 491-521.
- Phillips, J., M. Pincus, S. Rego, and F. Wan. 2003. Decomposing Changes in Deferred Tax Assets and Liabilities to Isolate Earnings Management Activities. *Working Paper*.
- Plesko, G. A. 2004. Corporate Tax Avoidance and the Properties of Corporate Earnings. *National Tax Journal*. 57 (3) : 729-737.
- Scholes, M., M. A. Wolfson, M. M. Erickson, E. L. Maydew, and T. Shevlin. 2004. Taxes and Business Strategy: A Planning Approach. Prentice-Hall.
- Shevlin, T. 2002. Corporate Tax Shelters and Book-Tax Differences. *Tax Law Review*. 55: 427-443.

- U.S. Treasury. 1999. *The Problem of Corporate Tax Shelters: Discussion, Analysis and Legislative Proposals*. Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office.
- 伊藤邦雄. 1996. 『会計制度のダイナミズム』 岩波書店.
- 奥田真也. 2002. 「銀行業における課税所得と会計利益の乖離」『銀行の会計政策に関する実証分析－課税所得と会計利益の乖離による影響の観点から－』, 一橋大学博士学位論文.
- 加賀谷哲之. 2003. 「ストック・オプションと会計政策」『商学研究』 No.44: 167-231.
- 米谷健司. 2005a. 「経営者の利益調整と法人税等調整額」『一橋論叢』, No.133, Vol.5: 586-607.
- 米谷健司. 2005b. 「会計利益情報と課税所得情報の有用性」『一橋論叢』, No.134, Vol.5: 925-948.
- 米谷健司. 2006. 「第7章 会計利益と課税所得の差額の実態－乖離のタイプと決定因子」一橋大学日本企業研究センター編『日本企業研究のフロンティア 第2号』有斐閣: 135-155.
- 山下裕企, 奥田真也. 2006. 「日本の会計利益と課税所得の差異に関する分析」『会計プロGRESS』, No.7: 32-45.